

# 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」の改正について

## 1 基本的な考え方

- 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成 30 年度から始まった第 3 期森林づくり県民税（以下「森林税」という。）の森林づくりの方向性、必要な事業、財政規模を提示して、県議会やパブリックコメント等を経て、平成 29 年 11 月に取りまとめたものです。
- 従って、第 3 期森林税活用事業については、原則として「基本方針」に則って進めていくことが必要です。
- 一方で、森林税の運用については、その透明性を高め、より効果的な活用を図るため、庁内推進組織での検討等を通じ、事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行うとともに、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）についても事業の検証機能の一層の強化を図っています。
- このため、新たに課題が発生した場合は、「基本方針」の趣旨及び大枠を逸脱しない範囲で、地域の実情やニーズ等を踏まえて、課題解決のために必要な、制度・事業の見直しを行うこととしています。

## 2 基本方針の改正案（概要）

- 当初基本方針作成後に新たに発生した課題に対応するため、庁内推進会議及び県民会議での評価、検証、検討を踏まえ、次のとおり基本方針の改正案（概要）を示します。

### 1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策等について

#### 課題

平成 30 年に県内各地で発生した台風災害等では、倒木による広範囲の停電や道路の通行止め等により、県民生活に大きな影響が生じた。県内各地には、間伐の遅れや松くい虫被害等による枯損木などが道路等の沿線に存在しており、枯損木等の危険木を単木で処理できる既存の事業はないため、これらの倒木のおそれのある危険木等を処理する事業の必要性が高まっている。（別紙 1 参照）

## 対応案

- ・ 防災・減災のための里山整備として、ライフライン保全のための倒木対策事業を基本方針に加える。
- ・ 事業内容は、集落や主要なライフライン等の保全対象に接する森林において、被害を及ぼす恐れのある立木及び枯損木を伐採するものとする。
- ・ 事業対象は、次に掲げるすべての条件を満たす森林とする。
  - ① 森林法第2条に規定する森林（※）
  - ② 倒木等による被害が発生した場合に県民の生活に与える影響が大きい、主要な送電線、線路、道路等のライフライン及び集落等の保全対象に接する森林のうち、保全対象から概ね樹高相当の距離（ただし、保全対象に被害を及ぼすと恐れがあり、特に必要と認められる場合はこの限りでない。）までの森林。
- ・ 実施箇所は、上記の森林の中から、保全対象の重要性を考慮し優先度が高い箇所から選定するものとする。

（※）森林法第2条に規定する森林：集団して生育している立木竹。ただし、農地、市街地の小規模な公園、公共施設や工場等の敷地内の樹木、墓地等は除く。

## 2 防災・減災のための里山整備の目標面積について

### 課題

これまで、防災・減災のための里山整備事業は、森林税と国庫補助金を財源としていたが、平成31年度より国の制度が変更となり国庫補助金が充てられなくなるため、同じ規模の森林税額で実施できる面積が減少する見込みとなった。

なお、当初計画の5,700haどおり実施する場合は約4億円が不足。一方、予定した額で実施する場合は4,300haの計画となる。

### 対応案

- ・ 当初計画と同様の予算額を防災・減災のための里山整備に活用することとし、目標を4,300haに変更する。
- ・ 間伐は、基本的には人家等の保全対象に近い箇所から優先的に実施するため、4,300ha以外の残面積分は、比較的保全対象に遠い箇所に位置するものである。
- ・ 残面積分については、所有者不明等、間伐の実施が難しくなることも予想されるが、森林所有者の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じた整備方法を検討する。
- ・ 間伐目標は変更となるが、1のライフライン保全対策を実施する場合は、防災・減災の観点

で着実に対策される箇所が増えるため、面積以外の目標（指標）も別途検討する。

### 3 観光地等の景観対策事業への高いニーズについて

#### 課題

第3期からの新たな取組として始めた、観光地等の景観に合致した間伐等については、松くい虫被害の拡大に伴い、景観対策の観点での枯損木処理に対する地域のニーズが強い。

なお、松くい虫被害木のうち、完全に枯れて数年経過した立木の処理に活用できる既存事業は、森林税活用事業以外にはない。（別紙2参照）

#### 対応案

- ・「観光地の景観整備」事業について、景観対策としての松くい虫被害木処理等に係る事業ができるよう増額する。
- ・対象とするのは、枯損したアカマツ（くん蒸等の拡大防止のために行う防除作業が不要なもの）とする。
- ・観光客が使用する頻度が高い、県内高速道路沿線森林のうち、最も枯損率が高い箇所から優先的に事業を実施する。
- ・松くい虫被害の拡大防止を目的とした防除事業については、別途、引き続き進める。

# ライフライン沿いの倒木対策

(別紙1)

## ● 台風による倒木が発生し危険木が残存している箇所

諏訪地域における台風24号による被害状況:倒木を伴う災害が一度発生すると、倒木は、崩壊に比べて広範囲で発生することが多い

災害	発生面積	倒木による主な影響
H30.10 台風24号 (諏訪管内)	・倒木 47ha (倒木発生箇所を含む、ひとまとまりの森林面積) ・崩壊 4ha	6,400戸の停電 (最長4日間)



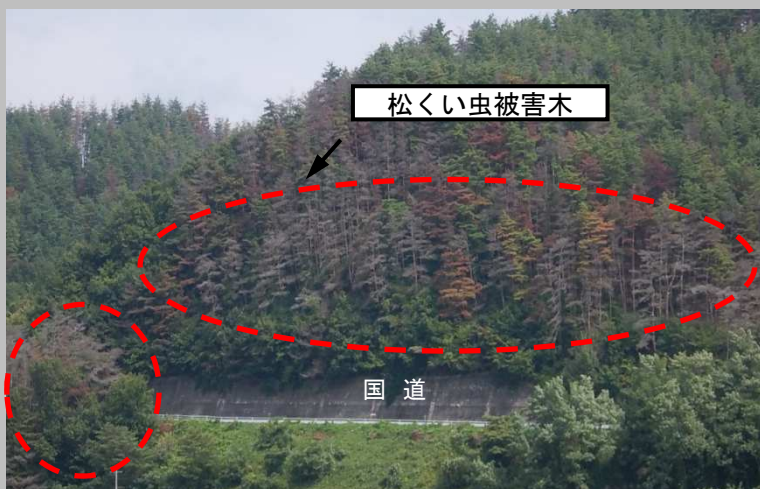
町道沿いに電線が敷設され、倒木により道路の通行、停電及び水道施設に影響を与える危険性が高い



台風21号での倒木

現場では既に倒木が発生しており、倒木のおそれがある立木が残存していることから、これらの危険木の除去を行う

## ● 松くい虫被害による枯損木が多い箇所



松くい虫被害木

国道

国道沿いで松くい虫被害が激害化  
倒木により道路の通行に影響を与える危険性が高い



道路沿いの林地で松枯れが拡大しており、強風時や大雨時に国道への倒木が頻繁に発生する。

# 観光地等の景観対策 (松くい虫枯損木の処理)

## 【対象箇所の事例】

長野自動車道沿いでは、近年急激に松くい虫被害林が拡大し、他エリアと比べて著しく枯損率が高く、通行車両からは枯損木が非常に目立つ状況にある。長野自動車道は長野地域と松本地域を結ぶ幹線道路であり、多くの観光客が利用することから、景観対策の観点での枯損木の処理は喫緊の課題である。

倒木により直接道路の通行に影響を及ぼさないものの、景観上対策が必要な枯損木

